

## 中間貯蔵施設の建設受け入れ判断について

国が大熊、双葉両町に建設を計画している中間貯蔵施設につきましては、昨年12月に設置受け入れを要請されて以来、国や県をはじめ関係機関と議論を重ねてまいりました。今年9月には県知事が国に建設を受け入れる旨を回答し、11月には候補地の町内8行政区の区長から、町が早急に受け入れに関する判断を明らかにするよう、申し入れをいただいたところであります。

慣れ親しんだ土地を「迷惑施設」ともいうべき施設のため提供しなければならない地権者の皆さまの無念は、察するに余りあるものがあります。しかし、今は町の復興、そして皆さまの生活再建に一刻も早く舵を切るべき時と考えるのです。そのために建設受け入れはやむを得ないとの判断に至りました。ここに町として、建設を受け入れることを明らかにさせていただきます。受け入れ判断に足る理由として町が認めるのは、主に以下の5点となります。

1. 国と粘り強く条件協議を行った結果、町が求めてきた多くの事項が認められた。これ以上の国の譲歩は見込めない中、判断を引き延ばすことは国民的な理解を得られない。
2. 自宅近くに除染廃棄物を仮置きしている県民のため受け入れやむなしと考える人も多い。また早く契約して新たな生活を始めたい人、町に戻りたいと考える人のため、行政の責任として次のステップに進む必要がある。
3. 安全協定など5項目のすべてで納得できる内容が出てこなければ最終的に搬入受け入れはせず、国の適切な対応を担保できる。
4. 町民がお世話になっている避難先の自治体でも、仮置き場から除染廃棄物が搬出されることを期待している。
5. 県からの交付金が予算化される見通しである。

この問題をめぐって、地権者の皆さまから代替地を強く求める声があるなど、様々な思いを持っておられることは承知しております。国に対し、地権者一人ひとりに誠意を持ってできる限りの対応をするよう、強く求めてまいります。町としましても、1月下旬から始める予定の町政懇談会で皆さまに直接お話しをさせていただき、今後町で検討する生活再建策に関し、町民の皆さんのご意見を聞かせていただく考えです。なにとぞ、ご理解をいただきたくお願い申し上げます。

平成26年12月16日

大熊町長 渡辺 利綱